

厚岸町議会 平成31年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成31年3月11日

午後3時30分開会

- 委員長（大野委員） ただいまから、平成31年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

早速審査を進めてまいります。

はじめに、議案第1号 平成31年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

2ページから6ページは、第1表歳入歳出予算です。

35ページ、36ページは、事項別明細書です。

37ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

8番、南谷委員。

- 南谷委員 1目個人で、お尋ねをさせていただきます。

対前年比、1,100万円ほど減額になっております。予算説明のときに、30年を勘案してこのような数字になったと説明を受けました。もう少し具体的に説明をしてください。

- 委員長（大野委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） 今回の個人の部分だけをかいつまんでご説明を申し上げますけれども、実際的に、この予算比較については去年の当初予算と今年の当初予算という比較の中では、1,100万円ほどの減ということになってございます。

これに至る経過といいますか、30年度の補正予算でもそうだったのですけれども、今の状況からすると、その個人の部分だけを申し上げますと、今のところ、農業所得等については顕著に伸びてきているような状況に今、相なっておりますけれども、当初予算段階では、去年の段階もいい状況だということがあったものですから、ここはそんなに増額は望めないだろうということも考えながら見ておりまして、漁業所得のほうにつきましても、若干、当初見込みの中では上向き傾向であったのですが、さほどそれまで伸びていないというような状況になって、それが30年度になってございます。

そういった状況を踏まえて、今度31年度に行きますと、今、我々のほうで申告を受けていますけれども、状況からすると農業所得等につきましては、今、顕著な状況がまだ続いておりますので、これは伸び率としては見込んでございません。

ただ、先ほど言った漁業所得、こちらについては水揚げ量ですとか、金額のほうではなくて量のほうです、水揚げ量が若干落ち気味にあるということと、あわせて漁業所得というのも若干微減になっているという状況の中で、今回、我々が見込んだ段階では、1,100

万円ほど減になるだろうということで、こういう推計になっているという状況でございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、農業は顕著だけあるけれども、漁業の実態からすると若干厳しい実態にあつて、こういう数字になっているということで下がっていると。

1点だけ私、気になったのですけれども、その均等割、徴収率なんです、0.96になっていますよね。前年は、当初予算ベースでは0.955という数字。0.05上がっているのです。自分の解釈では、厳しくなれば、払うのは厳しくなるのではないかなと、収納率が上がるというのは、逆行しているのではないのかなというように疑問に思ったのです。その辺は、どうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 徴収率でございますけれども、当初予算の段階では、去年は95.5ということで、こちら今回も、今年度のほうも96ということで、全体的には低目に今は徴収のほうを見させていただいております。実際的には、今、99.何がしというのが、今の徴収の実際の状況ですので、こういったことを踏まえた中で、当初予算の段階ではある程度、ちょっと絞らせていただいて96という形で見させてもらっておりますけれども、実際的には、その今の徴収率を考えると、99.何がしという、99.ちょっとというようなことになりますので、そこを見据えた中で、当初はある程度抑えさせて計上させていただいたというような状況になってございます。

あわせて、この調停額ベースもあくまで試算ですので、そういったことを考えて予算ベースでは、こういった見方をさせていただいたという状況になってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと矛盾してないですか。それでは、去年の当初予算はなんだったのかということになんないですか。

今、言われるように納得できるんです、現実、決算に向かって、実態からするとこういう状況ですよ。確かに収納率は、毎年苦勞されて伸びているのだけれども、当初予算ベースで比べたら、どちらも実態にあわせてきたよというのだけれども、年々、収納率は伸びているのですよ。実態にあわせて、実態は特別伸びているわけではないと思うのですよね。やはり、その一環していないと駄目だと思うのですよ、我々もおたくらを信用してしているわけだから。もう少しその辺の考え方というのは、やはり収納率というのは、実態からあわせてこのくらいですよというのだったら、根拠が、実態にあわせて96%くらい見ましたよとかいうのなら分かるのだけれども、もう少しその辺は数字で示してください。いや、実態にあわせましたよ、確かにそのとおりなんです。それより下がってないわけだから。でも、それであれば、過去の計上の仕方というのは、もう少し

し答弁するときには、きちんとかいいう数字だからこうなんですと、そうでないと私は納得できないですよ。どうですか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 徴収率の状況でございますけれども、これまで当初予算の段階では、95.何がしということを一貫してずっと大体それぐらいのことで、当初予算は計上させていただきました。実際のところ、今の徴収率の状況でございますけれども、29年度決算におきましても、今現在、約99.3と、99.29という状況になってございます。それで、これが28年度に行きますと、99.21というような現年ではそういった状況になっているということなので、我々、税を担当する者とすれば、その徴収率の見方というのは99%何がしというのは、かたいところであるだろうとは押さえております。

ただ、そういった状況ではありますけれども、当初予算の段階では、調定額もしかり、徴収率もしかりなのですけれども、そこの部分を考えると明確な数字、この額が間違いないという額が、もし私ができればいいのですけれども、そういった状況もないので、あくまで推計の中で来ていますので、調停額も徴収率も含めて、若干ちょっと控え目にさせていただいて、残る部分につきましては、これは補正財源として計上していきたいと考えていますので、当初はこういった見方をずっとしてきているというような状況になってございます。

●南谷委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかに1目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目法人。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項、1目固定資産税。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目国有資産等所在市町村交付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項、1目軽自動車税。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4項、1目たばこ税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6項、1目都市計画税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項、1目自動車重量譲与税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項、1目森林環境譲与税。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款、1項、1目利子割交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款、1項、1目配当割交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6款、1項、1目地方消費税交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款、1項、1目ゴルフ場利用税交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款、1項、1目自動車取得税交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10款、1項、1目国有提供施設等所在市町村交付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 11款、1項、1目地方特例交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 12款、1項、1目地方交付税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 13款、1項、1目交通安全対策特別交付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目衛生費負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目農林水産業費負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。
3番、堀委員。

- 堀委員 資料を要求いたしました平成31年度各会計予算における消費税率改正に伴う影

響調べを出していただきました。ありがとうございました。

ここで、委員長、申しわけないのですが、要求した資料が使用料及び手数料だけでなく、補助金や雑入、また他の会計まで盛り込むものですから、とりあえずここで、資料の説明だけを受けて、あとはそれぞれのところで議に上がったときには、また質問したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●堀委員 それでは、まず、この出していただいた資料の説明のほうをお願いいたします。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今回お配りさせていただいた資料でございますけれども、これは消費税の税率改正に伴いまして、その額が変動する見込みであるもののリストということになってございます。その中で、当初予算計上のあるものという中で、一番評価というか、つくり方として3段階に分けさせていただいております。

まず、1段階目が税率改正で、完全にその改正に伴って、その補助金ですとか、そういった額が変わるものが、こういったものが「税率改正時転嫁あり」ということに区分させていただいております。

それで、真ん中の「検討中」というのが、これにつきましては、厚岸町の条例やそういったもの、規則も含めて、そういったことの手続を経て、初めて消費税が上がったときの転嫁されるものということに区分させていただいておりますので、この「検討中」につきましては、前の議会のほうで委員のほうからご質問いただいた部分が、これに該当してくるのかなと思ってございます。

それで、「未定」と書いているものにつきましては、これ各担当のほうからその所管する所に一応確認をとったのですが、内容がちょっとまだ固まっていないということなので、転嫁される可能性もあるし、変わらない可能性もあるというようなことなので、そういったものも含めて「未定」ということで整理させていただいております。

なお、これに記載のないものにつきましては、消費税の転嫁云々ということについては、一切関係のないということで押さえているという状況になってございます。そういった一覧の表となっております。

●堀委員 分かりました。

●委員長（大野委員） ほか1目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目民生使用料。

3番、堀委員。

- 堀委員 ここでは、先ほど、今、説明いただいた資料ではない中で質問なのですけれども、児童福祉使用料、保育料の使用料が計上されているのですけれども、今年10月から3歳児、5歳児までの保育料の無償化と。また、ゼロ歳児から2歳児までの分も含めて、無償化ということについてお聞きしたいのですけれども。

その議論の前提といたしまして、まず、昨年4月1日時点で、分かる時点でもいいのですけれども、ゼロ歳児、1歳児ですね、2歳児は3歳になるからいいのかなとは思っているので、とりあえず、そのゼロ歳児と1歳児の人数を教えてくださいと思います。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 去年、30年4月のときに保育所に入所している子供でゼロ歳ではなくて……。

- 堀委員 入所していない子供は含めない。

- 保健福祉課長（阿部課長） 31年1月末現在の数字でもいいでしょうか、済みません。ゼロ歳児は47人。1歳児が52人です。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そのうち、例えば、今現在、町立保育所のほうで保育をすることが可能なゼロ歳児、また1歳児は何人になるのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 今、ゼロ歳児で子供を受け入れしているのは真竜保育所です。そして、真竜保育所は、建物の面積が小さいものですから、そのゼロ歳児と1歳児を同じ部屋で保育をしております。そのゼロ歳児と1歳児を合わせて12人ということです。

そして、1歳児と2歳児はほかの宮園保育所、それから厚岸保育所も1歳児と2歳児は保育していますので、そこは、保育士の確保の部分がありますけれども、6人に1人、子供が6人を超える場合は2人配置をして、12人までは保育ができます。

ただ、その子供の数によっては、ゼロ歳児と1歳児はもう少し増やすことができるかなと思います。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、今現在、1月1日現在でのそのゼロ歳児47人をこの10月から受け

入れるといったときに、その時点でゼロ歳児は1歳になっているかもしれませんがけれども、当然ゼロ歳児だけを限ってしまえば5人という上限がある中で、42人が入所することができない。

また、1歳児や2歳児といった中では、その保育士の手当の関係もあるのでしょうかけれども、52人に6人ですから、大体8人くらいから9人くらいは必要になるのかなとは思うのですけれども。新年度において、それだけの保育士の確保ができるのだという見込みの中でのいるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今のゼロ歳の子供全て、それから1歳の子供全てを保育所に入所とは考えておりません。保育所の入所につきましては、保育にかけるということが前提にありますので、そういう中で運用をしております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 私、説明があつて、議員協議会でしたか、説明があつたときに懸念を言わせてもらったのですけれども、当然、今回のこの子育て支援といった中で、保育料の全額無償化は、雇用対策の意味合いも、やはり私は大きいと思うのですよ。町内で、まだ働いていない未雇用のご婦人方とか、そういう方々の雇用を町内のほうに流すことによって、町内の活性化、また経済の活性化を図ることにもつながるのではないのかなとも思いますから、やはりそういう点でも、無償化をしていくということは、自分の子供を預けて、これからは働きたいのだという意欲をお母さん方は、やはり大いに持ってくるという可能性がある。

そういったときに、では、預けたいけれども、施設上限、また保育所の上限があつて預かれないのだといった場合、そういう人方は一体どうすればよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、来年の7月開所に向けて、湖北地区の保育所の計画を進めておりますけれども、その段階では、ゼロ歳と1歳の受け入れる子供の数については、今はゼロ歳は、先ほど申し上げましたように、真竜保育所でスペース的に狭い中であるというようなことがあるものですから、合わせて12人の中でやりくりをしておりますけれども、そこは少し面積を広げて、受け入れる数を増やそうと思って計画をしております。

ただ、今、厚岸町にいる子供全てを受け入れるという想定では、建物はつくれませんので、ある程度、今までの実績の中で、想定される子供の数というものを想定して、施設整備に向けて、今、検討をしております。

やはり、保育にかけるというのが前提ですし、それから、全ての保護者の方が保育所にゼロ歳から入れたい、1歳から入れたいということではないと思います。やはり、自

分の手で育てたいという親御さんも当然いらっしゃいますので、そういうところでは全てを受け入れることの想定はできないということで、今、考えております。

やはり、他の町の例を見ますと、無償化をしたことによって、希望申し込みが増えていくという話は聞いております。ただ、どうしても施設的な問題、職員の問題がありますので、そこは、保育にかけるというところの部分でもって、対応をして行かざるを得ないと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それは、分かるけれども。だから、それであふれてしまった子供たち、親御さんたちはどうすればいいのですかということを知っているのですけれども。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） やはり、そこは仕事に働きに出たいという部分は、出てくるとは思いますけれども、そこは、当然その施設的なキャパ、保育士、人的なキャパがありますので、そこは、その中でやりくりをしていくということになります。

実際に、ある程度受け入れは緩和の部分がありますので、少し増やすことは子供の数の上下によってできますので、その中で、最大限受け入れを検討していくということになるとは思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 今までは、結構そのゼロ歳児、1歳児、2歳児を預ける場合は、公的補助も多い3歳児に比べて、保育料は高くということ、働いた分が、全て保育料に消えてしまうような印象の中で、今まで働くことも躊躇した中で子供を保育所に預けないでといった方々も多いと思うんです。

でも、今度からは、全て町のほうで無償化してくれるといったときには、それなら、私もやはり町の無償化という恩恵を受けて、これからは働こうという人方は、どうやっただって増えてくると思うんですよ。圧倒的に、受け入れのキャパが少ない中で、無償化をやったときに、入った人と入らない人の受ける利益の格差、これはどう解消できるのですか。これについては、どのように考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所に預けるといふところは、何回も申し上げますけれども、保育にかけるという部分。それを無償化をすることによって働きに出る方が増える、それは大変そうになってくれればよいと思います。いろんなところで、人材の不足ということが言われておりますので、それはもちろん私もそのように思います。

その中で、ただ、施設整備も全てを受け入れるということでは、今までの状況からす

ると考えられませんので、そこは、現実的な対応が必要だというふうに思います。その中で、どうしてもキャパが出てきますので、そこはそこの人数の線引きというのはさせていただくざるを得ません。

それで、その恩恵をというか、利益をということでございますけれども、そこは、やはり実際に保育にかける部分の中で判断をさせていただいて、その人数的に入れられない部分は、出てくる可能性は確かにありますけれども、今までも現実としては本当にゼロ歳の子供というのは、入ってせいぜい6人というような状況の中で推移してきていますので、そこからは9人、面積的には何とか12人程度までは受け入れはできるのかなということで施設整備も計画しておりますので、そういう中でやりくりをして行きたいと考えます。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それでは、駄目で。落ちた人が余りにもあれじゃないですか。落ちた人は、もう知らないよ、あなた方は働くんじゃないよ、とりあえず3歳、幼稚園もありますから、そういった中で3歳になるまでは、あなた方は働かないで家において、子供たちの面倒を、毎年毎年申請をしてどうなるか分かりませんが、でも落ちた段階では少なくとも今の段階では入れないので、働きたいと言ってもあなたは働かないで家においてください、子供の面倒を家で見てくださいと、そういうふうに言っているのと同じなのです。

片や、選に入った人は、やはりきちんと自分が意欲を持って新たに働きたいと言った希望の職種なりに働いた中で、過ごしていくといった中で、その格差を全然解消しようというものが見られないと、保育所は確かにキャパが当然決まっていますからいいのですけれども。では、そこが駄目だったら、何か別に民間の保育所というのが、今現在、厚岸町にはないですけれども、例えば、金曜日に一般議案でもありましたけれども、家庭的保育、小規模保育の事業所のC型とかを少なくとも町内に2カ所設けていくんだとかですね、2カ所以上ですよ、あれはたしか連携とかもあるから、1カ所では駄目だと思うんで、2カ所以上を設けていくんだとか、そういう施策もセットじゃないと、どうやってあふれてしまった子供や親御さんの不満というものは、高まると思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 働きに出たいという意欲を持ってというのは、当然、分かります。

ただ、実際には保育にかけるという条件が前提になりますから、だから、その部分ではどうしても線引きというのはせざるを得ない。それから、施設的な部分も当然キャパが出てくるという部分では、そこのところは、その中で、何とかやりくりをしていくしかないということは、ご理解いただきたいなと思います。

ただ、今、おっしゃいましたように家庭的保育の部分ですとかというところは、実際

にそういう事業をやっていただけたら出てくれば、そのところは、私どももしっかり連携はさせていただけると思います。今、現実には、国の無償化については認可保育所ばかりでなくて、認可外の部分にも、当然それは対処するという事は国も言っております。

もし、そういう家庭的保育をやる事業所が出てくれば、私どももそこに対しての対応というのは、認可保育所と同様の対応を考えられると思います。そういう部分では、なかなか町で全て全部賄うというのはできませんけれども、そういう民間の機関が出てくれば、そこにはしっかりした連携はさせていただけるかなと思います。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 だから、出てくればと言うのでは駄目だと思うのですよ。これは、つくらないと、つくっていかないと。それは、行政がではないですよ、行政がつくるのではなくて。だから、民間でそのようなものをやりたいという人方をつくっていかないと駄目だと思うのですよ。どうやったって、今のままだったら、やはり全体的なキャパが足りない中で、国がと言っていますけれども、国はそうすると、認可外の保育所はゼロ歳児から2歳児、そこまでのものを見てくれと言っているわけではないでしょう。あくまでも、ゼロ歳児から2歳児というのは、町の独自の施策なんです。そう言ったときにしっかりと、最初に公立の保育所に預けたかったけれども漏れた人は、では、こういう所が今、厚岸にもありますよ、どうですかというような形の中で、やはり勧められるような体制がとれなければ、これだけをやっても、ただ単に落ちた人の不平不満が高まるだけだと思うんですよ。

例えば、その家庭的保育所の小規模事業所のC型だと、特別な施設整備は要らないですよ。その一般家庭にあるような設備関係で広さとかあれば、おおむねいいのかなと。あとは、消火器ぐらいが置かれていけばいいのかなというような感じで見ていたんですけれども。

そうしたときには、例えば、一般家庭の中で、では5人も6人も見るのは無理けれども、2人、3人だったら見られるとか、そういう人方なら当然出てくる可能性もあるし、そういう人方にそういう意欲を持たせるような施策誘導をしなければならぬと思うのですよ。無償化というのは、本当に聞こえはいいのかもしれませんが、全員に当たるのであれば、それは全員が喜んでいいことをやってくれたと言うのですけれども、選から漏れてしまった人間にしてみれば、これほど恨めしいことはないと思うんですよ。そこを、やはりケアするような施策をとらなければいけないと思うんですけれども。何回も同じことを言っているかもしれないので、余り長くはやりたくないんですけれども、いま一度答弁のほうをお願いします。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町でできる、今考えている施設的には、どうしてもキャパがある。そこを民間の力をかりてという部分は、足りない部分はあると思います。おつ

しゃられるように国は3歳以上の無償化ですので、そのところは国の制度としては同様ですけれども、町としては、保育、それから幼稚園、その部分で差をつけるようなことは考えておりません。今、幼稚園の場合は、無償化という部分は、国の制度になりますけれども、給食の部分なんかについては認可保育所と同様の対応をしようと今、考えております。

それなので、そういうゼロ歳から2歳までの子供を受けてくれるような事業者が出てくれば、それは本当に町の認可保育所と同様の対応をできるように連携していかなければいけない、支援していかなければいけないとは考えております。

ただ、家庭的保育というのは、自宅でその保育をとということにはできるものですが、ただ、実際にそこに乳児を預かるという部分では、いろいろなやはり問題というのはありますので、一概に事業者あるいは個人の方にそれをやってくださいということで、私どもが言えることは難しいなと思います。

ただ、意欲のある状況が出てくれば、そこはしっかり連携はさせていただきたいと思っております。

●堀委員 もういいです。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目農林水産業使用料。

3番、堀委員。

●堀委員 ここでは消費税についてお聞きしたいのですが、この中で農業使用料とかで、牧場使用料とか会館使用料とか、それぞれあるんでしょうけれども、例えば、会館使用料であれば、9月の30日から10月の2日まで使いたいといったときの金額は、どのような計算になるのかというのは、まだ想定していないのかもしれないのですが、一応やはり、当然、使用日において消費税の転嫁は、分かれてくるようになるのか。

あと、それと同じ科目の中で、農業水道使用料というのが1番水道料で出てくるのですが、例えば、10月分というのは9月の何がしから、例えば10月の何がしぐらいまでを検針したものが、翌月の10月分として料金賦課としてかかってくるのかなと思うのですが、そういった場合の消費税の取り扱いは、どのようになるのか。この2点についてお聞かせください。

●委員長（大野委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 農業水道使用料、一般的に水道料になりますけれども、前回5%から8%になったときの例、多分、今回も同じような取り扱いになるんだと思うんですけれども。ご存じのとおり水道料金については、1カ月おくれ、前月の使用料を翌月に払うということになりますので、実際には消費税が変わるのは10月の予定ですから、10月分を11月に払うということになるのですが、継続して支払う契約をしている事項、例えば電気料だとか同じ扱いで、前回の例では、特に水道料金なんかも検針の期間というのが出てきます。10月分の水道料金というのは、9月25日から9月末までのどこかで検針してやりますから、実は、その10月分の使用料の中には9月の一部の使用も含まれると考えられています。

ですから、そういう場合については、10月から賦課するのではなく、11月使用分から賦課してもいいという特例があったかと思うんです。今回も条例改正をして、その扱いについても一度整理してやりますので、そういうほかの類似の使用料なんかの決めに従って、そのような扱いをしたいと考えております。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 農業使用料につきましては、申し込みの段階ではなく、実際に使用される日が消費税の前、月末までであれば従前どおり。それ以降の1日以降であれば、それぞれの区分ごとに料金が定められておりますので1日以降につきましては、転嫁の可能性があるとということでございます。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

5目商工使用料。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目土木使用料。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目教育使用料。

堀委員。

●堀委員 教育使用料、ここでは温水プール使用料が消費税の転嫁を予定しているといった中なのですけれども、ただ、4月から11月までのシーズン券というか、そういうものがありますよね。その扱いは、どのようになるのでしょうか。

●委員長（大野委員） スポーツ課長。

●臨時委員長（高橋委員） お答え申し上げます。

温水プールにつきましては、4月から11月の開館ということで動いてございますけれども、消費税、10月1日からの増税ということで見込んでいるということになりますので、9月30日までシーズン券を購入する方は8%の消費税の転嫁した金額になりますし、10月1日以後に購入するシーズン券になりますと、2カ月しか使えませんが、10%相当額が賦課されたシーズン券になるというような予定で考えております。

●堀委員 分かりました。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

2項手数料、1目総務手数料。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目衛生手数料。

堀委員。

●堀委員 これ、ごみ手数料、衛生手数料ですね、ごみ処理手数料。12月の一般質問のときに疑問を投げかけさせていただいたのですけれども。このごみ処理手数料については、1年分の納付書が発行されるかなと記憶していたのですけれども、こういった場合の、年度の途中での税率改正といった料金転嫁は、どのようになる予定なのでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 今回、10月1日の消費税改正ということでございますが、4月1日であれば影響額等についても、影響されるところはないのですけれども、今、議員がおっしゃったとおりごみ処理手数料、家庭系の一般ごみ、それと事業系の多量のごみといわれるものについては、4月1日現在での世帯の人頭、さらには多量のごみであれば、通常1回に排出される量に基づいた中で、年間の使用料が確定されます。それ

を12回に分けてお支払いいただくといった状況になりますので、基本的には、4月1日現在の消費税8%のままで、そのままお納めいただくような形になります。改めて、10月1日改正になった段階でもって、さらにその分も差額をいただくといった状況にはないと調べてはおります。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 分かりましたけれども、4月1日現在の人頭割りなり、家庭割りといったもので掛けたままと。

あと、そうすると、ただ10月1日以降に町内に転入した方というのは、その方々は、10%の課税金額ということになるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 基本的には、今、委員がご質問のと通りの考え方になります。

ただし、そこをいかにして考えていくかというか、今現在の中で、環境政策課として影響額について調べているところでございますけれども、先ほど言いました家庭系のごみについては、市街地部分の徴収の人頭割額が前回8%の段階では180円だったものが、今回、この分が190円、10円上がると。一人当たりについては6カ月ということで、60円の値上げといった形になります。トータル、概算で申し上げますけれども、約3,500件あった中で、影響額としましては27万4,000円程度が影響額として増えるといった状況になります。

それと、多量の事業系のごみです。これは、収入証紙でもってお納めいただきますけれども、現在大体240件くらいの事業所がありますけれども、この影響額につきましても5万3,000円程度と試算をしているところでございます。

それに係る納付書等を仮に10%の段階でもって、前段、上げることはできないという話でしたけれども、仮に別に出すとしましたら、そのかかる経費については納付書の印刷、さらには封筒、郵送料等を考えていきますと、約100万円を超える金額の試算が出ているところでございます。

そういった中で、現在検討を進めているところでございますけれども、本来、消費税については円滑な、適正な転嫁を基本とするといった状況の中から、転嫁すべき状況になりますけれども、消費税の増加分を料金額に適正に転嫁しない場合については、本来のサービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民税等で肩がわりすることになり、結果、住民全体に転嫁することになり、住民に不公平が生じてしまうといった状況があるわけなのですが、今回の試算の状況から言いますと、逆に我々、今、いろいろと資料を調べている状況でございますけれども、消費税法の改正における経過措置の内容にあわせることで、逆に住民間の公平が損なわれる、または、料金の算定徴収コストが著しく増大するというような事情があれば、消費税改正の適応区分と異なる適応区分を採用することについては、必ずしも否定されるものではないといった文献もあるものですから、こ

の辺、まだ消費税の改正部分についても総務省通達等も明確に出ている状況にありません。こういったことを視野に入れながら、先ほど言いましたとおり、10月1日以降の転入者はどうなるのだと、逆に言えば、納付書が2枚になったり、さらには料金体系が複雑になって混乱を招くといったことも考えられますので、この辺を十分考慮して、住民の皆様に対して、分かりやすく説明をさせていただきながら、適切と考えられる方法でもって、ごみ処理手数料については消費税の転嫁等を検討していきたいと考えております。

●堀委員 よろしいです。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

4目農林水産業手数料。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目土木手数料。

5番、竹田委員。

●竹田委員 土木手数料の5節住宅手数料の建築確認申請手数料。

数年前から民間で確認申請ができるようになったのですがけれども、厚岸町においては、この確認申請においては、毎年、確認申請が上がってくると思うのですがけれども、年々、着工棟数、改修棟数というのが減っているのは現状なのですがけれども。確認申請は、やはり民間ができてから落ち込んでいるか、落ち込んでいないのか、現状をちょっとお聞きしたいのですがけれども。

●委員長（大野委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 確認申請の件数でございますけれども、今、平成27年から。まず平成27年、15件。28年、12件。29年、12件。あと30年度、今、資料にはないのですがけれども、これまで、またさらにさかのぼりますと、平成24年には24件ございますから、だんだんだんだん数は減ってきているという状況となっております。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 今、厚岸町では、一般住宅の4号確認というのができるようにはなっていません。

ただ、この厚岸町の4号確認をできている現状というのは、職員の方が4号確認の検定をする資格があると、今、聞いています。この方が、退職なされたとき、4号確認が町内でできなくなってしまうこととなりますよね。そういった、その影響というのは、今からどのように考えているのかなと、今、思います。

一つには、町内で確認申請を町内業者が町内の役場の方に来てもらうと、影響的にはやりやすい影響が今現在、あると思うのですけれども、これが、4号確認の職員がいなくなった時点でやりづらいとか、例えば、何月何日までに申請を上げて、何月何日までに検定を受けたいのだというのが、市庁に行ってしまうと、なかなかその日にちのずれというのが生じてしまって、業者にとっては期日がある、その期日がある中でも、お客さんとの期日の契約期日より検定がおくれるということになると、銀行からの貸し付けの金商契約の日数がおくれるとか、そういった事態が生じてくるというのが非常に大きなダメージがあると伺っているし、皆さん、町内建築業者もそれも大変危惧されております。

そういったことから、この4号確認の厚岸町の取り扱い、それから、退職者があと数年で出てしまう恐れがあるのですけれども、そういったことは厚岸町として今後どのように取り扱っていくのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 委員もご存じかと思っておりますけれども、厚岸町で今、その資格をもっている職員については1名であります。もう3年ほど、引き続き1級建築士の募集を行っております。いまだにその採用ができない状況であります。事建築の資格を持った方、建築士の資格を持った方といった意味で行けば、今現在、1級だけではなく2級も含めて募集を凶っているところ。

ただ、そういったその委員がおっしゃられる資格の方につきましては、1級建築士だと思いますので、そういったことになると全体的な技術者不足が起きているのかなというふうに思っております。今現在も改めて時期が過ぎましたので、建築士の1級、2級の募集は行っているのですけれども、いまだに何の問い合わせもない状況が続いているということなんです。

できれば、厚岸町においても、委員が危惧されることが起きないように何とか次の方を職員として採用したいというふうには思っているのですけれども、なかなか全体的な技術者不足ということが起きているといったことだと思います。

ただ、今いる職員につきましても、あと残り退職まで3年ということになっております。今現在、その再任用制度というものもありますけれども、その職員が希望しなければ、これも残っていただけないということになりますので、何とか技術者の確保に努めているところであります。

また、いろんな建築会社等にも問い合わせをしていますけれども、それぞれの会社において、やはり技術者不足というのが起きている状態で、資格のない方を採用した上で、その資格を会社として取らせているという現状もあるようですので、その辺、厚岸町としてもさまざまな形で何とか技術者の確保を凶っていききたいということなものですから、

ご理解をいただきたいなと思います。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 現実なことは、私も把握はしていないのですけれども、町内の役場職員の中に1級建築士を持たれている方が現実的にいるように聞いております。1名なのか、2名なのかそこは定かではないんですけれども。こういった人事の中で、1級建築士を現在お持ちになって、別な課にいるということになると、その方に、職員としての異動に関して建築課に配置転換とか配置をお願いするというようなことは、考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） ただ単に、その1級建築士の資格を持っているだけではなくて、建築主事の資格も持っていないければ、その確認というものができないとお聞きしております。

確かに1級の建築士の資格を持っている職員、さらには2級の建築士を持っている職員、確かに今、違う部署で頑張らせていただいていると。もし、今の現職員が退職を迎え、さらには、再任用の希望もしないといった場合については、その前にあらかじめそういった異動もあり得ると思いますけれども、ただ、実際に今の現職員のように、実際にかかわってきた役場に入る前からそういう会社でかかわってきた人です。しかも、今はずっとその職務を行っているといった、そういった経験上の格差というのは十分生じるのかなと思いますので、できれば、町としては、そういった形での異動ではなくて、新たな職員の確保を行って行ければと考えているところでございます。

●竹田委員 分かりました。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

7目教育手数料。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項、1目証紙収入。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目衛生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3目衛生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4目農林水産業費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目土木費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 7目消防費国庫補助金。

（な し）

●委員長（大野委員） 8目教育費国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2目民生費委託金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4目土木費委託金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 17款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2目衛生費道負担金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 2目民生費道補助金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 3目衛生費道補助金。ございませんか。
(なし)
- 委員長（大野委員） 4目農林水産業費道補助金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 5目商工費道補助金。
(なし)
- 委員長（大野委員） 7目消防費道補助金。
(なし)

●委員長（大野委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 3目衛生費委託金。

（なし）

●委員長（大野委員） 4目農林水産業費委託金。
3番、堀委員。

●堀委員 ここでは、水産業費委託金についてお聞きしたいと思います。

まず、消費税のほうは、改正時に転嫁ありということで、漁港使用料自体は歳入歳出外ですから、予算にはのってこないのが大変恐縮なんですけれども。

ただ、そうしたときに、要は、消費税がかかるよといったときに、漁港使用料・利用料は一月未満、3カ月未満、6カ月未満、1年未満とあるのかな、そういったときに、税改正時をまたぐようなときな、あくまでも申請時がいつかといった中で8%か10%かの区分が分けられると理解しておけばよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいまの長期利用に係る月単位のものだと思います。まだ、詳細なものは示されておりませんが、その当然、漁港利用については、申し込みの段階の料金になりますので、その段階で、表にある金額でということになりますので、またいだ段階で何か変わるというようなことではないと考えております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 それについては、分かりました。また、予算外と言ったならば、ちょっとおこがましいのですが、大変恐縮なんですけれども、あとは、ここでは漁港占用料についてお聞きしたいと思うのですけれども。

厚岸漁業協同組合が、若竹の第2埠頭のほうに新たな荷さばき施設を建設設置しているわけで、厚岸町もそれに対していろいろな支援というもの、たくさんの方の支援というものをしているわけなんですけれども。漁港占用料、要するに漁港施設内に建物などを建てたときに、要は、占用使用料という形を占有者は、北海道のほうに払うと思うんですけれども、まず、新たにできる漁業協同組合が管理するであろう若竹第2埠頭の荷さばき施設の占用料は、大体どのくらいになると試算はされているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前 4 時38分休憩

午前 4 時38分再開

●委員長（大野委員） 再開します。

産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 荷さばき場の件でございます。申しわけございません。細かい算出までは、ちょっと持ち合わせておりません、申しわけございません。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 賦課するのは北海道ですから、町がその辺の大して正確な数字を分かれといっても無理だと思うので、大変申しわけございませんでした。

ただ、恐らく相当額の占用料が、かかってくると思うんですよ。それと同時に、今現在、この湖北側で使っている荷さばき施設があるのですけれども、これにも当然、占用料がかかっていると思うのです。

そういったときに、漁業協同組合の荷さばき施設が全てあっちに移ってしまったときには、こちらのほうは全て不要施設というか、使わない施設として残ってしまうといったときに、占用料というのは、やはりそういう場合でも北海道のほうでは賦課する可能性はあるのでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 占用料につきましては、北海道が徴収しているものでございますけれども、湖北に建物が撤去されないものにつきましては、基本的にはかかると考えています。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 これも正確な数字は、分からないでしょうからあれですけれども、でも、恐らく200万円はくだっていないのかなと思うんですよ。200万円はくだっていないのかなと、昔の記憶だと、私もそのように理解しているんですけども。

そういったときに、要は、若竹第2埠頭に新たな漁港として移って、不要な施設として壊すまでは、ずっとずっとここを払い続けなければならない、毎年200万円以上のものです。といったときに、こちらの施設は、もう皆様わかっているとおり、50年とか、それ以上もたって、そのときからもう当然、占用料はずっと払い続けているわけで、もうはっきり言って土地を買うよりも多くの占用料をずっと納めている施設なんですよ。地価が上がっているんで、全部の合計金額は当然、変わってくるのでしょうか。

そういったときに、せめて使わないのであれば、例えば、壊すまでの何年間は免除す

るとか、何かそういうものがあったとしても、北海道としてもそんな損をしているわけじゃないといったときには、いいのかなと。今回、若竹第2埠頭に新たに漁業共同組合が施設をつくるに当たっても、多額の費用は自己の資金のほうで使っていると。また、これを使わないからすぐ壊せ、壊さなかったらば、お金をかけるよというのであれば、ちょっと、漁業協同組合が大御所と言えば大御所ですから、要は、そのくらい払うんだと言っ
てしまえばいいのかもしれませんが、10年、20年足していったときには、それが3,000万円、4,000万円とかとなったときに、果たしてそれでいいのかともなると思うし、当然、古くなった施設であれば、老朽化や破損といった中で周辺環境への悪影響も考えたときには、やはりある程度、例えば、5年とかの期間は免除するよと。それ以降あるのであれば、壊さないんであればかけるよぐらいで、例えば、逆に言うと、壊す意欲というか、壊す計画を立てやすくしてあげたほうが、むしろいいのかなと。そのためのある程度の免除も考えられないのかなと。これは、当然、北海道ですから、主体は町のほうにはないんですけれども、漁業協同組合とも話していただいた中で、北海道のほうに、もし申し入れることができるのであれば、そのような検討もしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 今の質問に対しまして、基本的には、私ども正確な決定事項としてはまだ伺っておりませんが、近い将来解体を進めるんじゃないかなと話の中では伺っております。

当然、漁業協同組合とお話をさせていただく中では、この占用料の部分につきましても、計算に入れた状態で検討されていると伺っておりますので、今の北海道のほうにどのようなアプローチというのは、漁業の考えもございますけれども、私どもとしては、現在、その老朽化が進むまで残されるような形ではないんじゃないかなと捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●堀委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

5目商工費委託金。

（な し）

●委員長（大野委員） 6目土木費委託金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目利子及び配当金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項財産売払収入、1目不動産売払収入。
3番、堀委員。

- 堀委員 ここでは、また消費税についてお聞きしたいのですけれども、不動産売払収入、この中で、石材売払代、主に立木については9月、10月のときの立木伐採売り払いというのは、なかなかすぐにはないのかなとは思っているので、実害がなさそうなんですけれども。

石材に関して言うと、要するに、石山から業者が石材を購入する。購入は、10月1日前であれば8%で購入はできる。ただ、その購入したものを事業者が持っていて、例えば、10月1日以降に需要者のほうに売るといったときには、2%掛けて売ることができるのですよ。ということは、駆け込み需用的に9月までの駆け込み需用というものが大きく発生して、その後、税率が下がることはありませんから、囲い込めば囲い込むほど2%分の差額というものが、売り払い業者のほうでは得ることができると考えてしまうんですけれども、これについては、町側はどのような考えの中で消費税転嫁をしようと考えているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 建設課長。

- 建設課長（水上課長） 今の質問者が言われた10月1日以降になると10%だから、その前に、どんどんどんどん石をつくっておけば10月以降販売したときに2%。要は、私のほうで押さえていたのは、毎月毎月、この石材の報告が出てくるのですね。通常であれば、大体今の年間、同じような量が、大体毎月上がってきていたという実態しかないので、ちょっと今回のこの10月1日以降の対応等について、もう少し時間をいただいて、内容を精査をしていきたいかなと。今の言われるようなことも、心配されるのは事実なものですから、これについては、もうちょっと検討させてください。

- 堀委員 よろしいです。

- 委員長（大野委員） ほかがございますか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ、進みます。

2目生産物売払収入。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、生産物売払収入の予算額が、前年に比べて2,000万円減っているのですよね。それで、見てみると、しいたけ菌床で1,600万円ぐらいかな。それからカキの餌料藻類で400万円ぐらい。合わせて2,000万円ぐらい減っているのですよね、大ざっぱに言っ

それで、昨年のを見ますと、その大きな数字でかえって増えているのですよね。昨年が大きくつけて、がたんと減ったので、今年はもう小さくつけましたというんでもないように見えるのだけれども。どうなんでしょう。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 生産物売払収入のうち、しいたけ菌床の部分につきましては、今、おっしゃられた2,000万円のうち1,500万円程度占めております。この主な理由が、お答えになるのかと思いますが、まず、町内向けの生産者に対する製造につきましては、若干の減とはなっておりますけれども、1番大きな理由は、実は、町外に向けた菌床の出荷分が見込めなかったことが大きな原因でございます。

この理由というのは、昨年度までは、うちの菌床センターから出荷していた町外の売り先のほうで、実は、自社のほうで生産する工場を建てられて、うちから町外向けの出荷が激減したという部分がございます。個数で言いますと、20万玉程度の減少となっております。この部分につきましては、この予算編成時に、私どももこの情報がありましたものですから、実は、町外の売り先に協力いただいております白老にある森産業のほうに出向きまして、センターの維持運営に係る重大な問題だということで、私ども伺いまして、何とかこの新しい売り先の開拓について協力をお願いをしたところでございます。この部分につきましては、今までの関係上、森産業のほうも「もちろん努力をさせていただきたい」というお返事をいただいたところでございますが、この予算の編成に当たっては、盛り込めなかったということでございます。

あと、次に大きいのは、餌料藻類の売り払いでありますけれども、この部分につきましては約400万円弱ぐらいになります。この餌料藻類の部分につきましては、センターのカキシングルシード種苗生産を中心として行っている施設でございますから、この中で、できる範囲のものになりますけれども、減少した理由としましては、その余力の中で生産しているとはいえ、取り引き先がございまして、そちらに聞き取り調査をした結果の積み上げが減少になったということでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 餌料藻類のほうは、分かりました。どちらにしても、この程度減ったからと

いって、カキセンターの業務にいろいろな支障が生じるとかというふうなものではないの
ということでしょうね。これは、言わば、余力でつくっている部分ですから。当然、そ
のしいたけ菌床のほうは、今、ご答弁あったように、これがうまく回ってくれないと、
全体でちょっと何万円だったか忘れたけれども、つくっている量が減ってしまうと、1
個当たりの単価が高くなってくるわけでしょう、早く言えば。

そうすると、菌床を廉価で出す、安い値段で出すことによって、キノコ生産者を支援
しているという、その部分が難しくなってくるわけですよ。ですから、これは、ま
さにキノコ生産センターの、言わば命運にかかわる問題でもあるということだと思っ
て、これは、今これ以上は言いようがないんだけど、何とかひとつ今までの生産個
数を確保できるように、これはもうひとつ努力をしていただきたいと、エールを送っ
ておくというより方法がないのですけれども、よろしくお願ひしたいんですが。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 私どもといたしましても、地元の部分でまだ若干の追加注
文が例年ございますし、そこも期待できるのと、町外向けの玉につきましては、今、お
っしゃられたとおり、センターの運営に大きくかかわってくる問題でございますので、
引き続き、関係機関に要請も含めて私たちもいろいろな情報を得ながら、努力してまい
りたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、理想を言えば、町外に購入者を頼んで、何とか生産の個数を確保し
ようということではなくて、町内の生産者を増やす、町外で買ってもらう必要なかあ
りませんよと、むしろ、ここの生産能力いっぱいにつくっても危なくなってきたんです
というのが、1番ありがたい話ですよ。

そのためには、生産戸数を増やしていかなければならないということです。それで、
そのためにいろいろとなさっているとは思いますが、それについても簡単で結構です
から、教えてください。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 私どもも、委員おっしゃるとおり、地元の町内生産者を増
やすために必要な施策というものが何があるか、現在検討を進めている段階でございま
す。これら新規着業者に必要なものをさらに検討を進めまして、生産者が増えるよう
な努力に努めてまいりたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今の段階であれとこれとというようなことは、言えないのですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 今の段階では、ちょっと細かい部分のご説明できないのですけれども、いわゆる新規の方が入ってくるに当たって必要なもの、例えば、施設整備の部分でしたり、菌床量の話。これらどのような形が入るときに困らないような補助なり、制度なりを見つけて紹介するなり、私ども独自の支援ができないか、これらについて検討を進めているところでございます。

●室崎委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほか。
8番、南谷委員。

●南谷委員 全く私も、6番室崎委員が質問された、全く同感する次第でございます。

特に、私、キノコのほうでございます。私も、6番室崎委員の思いと全く同様でございますが、特に気になるのが、このキノコの栽培業者、いろいろと頑張っておられるんでしょうけれども、今年の当初予算、減額になっていきますよね、既存の業者の数字も、多少でございますが。右肩上がりではないのですよ、下がっているのですよ。それで、ここに違和感があるのです。少なくとも、町としても肝いりでこの数年、価格のその補助、それから施設の改修、これをやってきました。

ところが、ことし期待しておりました。残念ながら当初予算ベースでは、下がっているわけですよ。今、答弁を聞いていたのですけれども、これから検討だよと。担当の皆さんが頑張っているのは重々分かるのですけれども、既存の業者の生産向上にはつながっていないのではないかと、こういう現実を見ざるを得ないと。こういうふう判断している、まず、どうでしょうか、担当課としては。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 出荷個数、新年度ベースで若干かもしれませんけれども、下がっているということでございまして、生産の結果と申しますか、数量的なものは押さえておりませんが、技術的な向上を含めた中で生産者も日々、努力をされていますし、関係する団体、そのしいたけ生産の団体がございまして、それらの研修会等にも皆さん参加をされておりますので、私どももそういう機会を設ける、もしくは、メーカーとの接点をできるだけ多く持たせて、生産性を上げるなどの努力はさせていただきたいと考えております。

この菌床が若干減っている部分につきましては、確定の色の強い部分を特にとっておりまして、まだ増加の見込みがあると私どもは考えております。いろんな面から生産者を支援しながら、現在いる方たちの生産性向上にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私は、新規就農も大事です。どんどん取り組まなくてはならない。でも、現実には、実際に、今いる生産者の皆さんの生産数量が落ち込んでいるようでは、新規の皆さん、魅力を感じませんよ。やっている皆さんが、しぼんでいくのでは。新しくそこで、せっかく数字なり、状況というのは見えてくると思うんですよ。これはやはり、おたくらだけでは努力はできないだろうけれども、早急にやはりそういう対策というものを、安定した生産に結びつくような産業にしていきたいなと思います。

それから、次に、餌料藻類でございます。これも下がっています。担当のほうに行ったら、弁天ガキの関係もあって、センターとしては大変作業量も増えていて、これらの部分にかかわる部分で、手が回らなくなったということではないのでしょうけれども、結果として、今年の実績を見て、新年度にも反映している。

私は、儲かるものは町としても自治体としてもやるべきではないのかなと。コストのこと、例えば、臨時の人でも使うとか、アルバイトの皆さんを使うとか、いろんな方法があると思うんですよ。やはり、収益の上がる事業は、しっかり伸ばしていくべきではないのかなと考えるのですが、極端過ぎますか、いかがですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） この餌料藻類につきましては、結果としては、財源として非常に有益なものと考えておりますが、やはり、カキ種苗センターにつきましては、シングルシード種苗の生産がまず第一ということでございまして、現状の職員、臨時職員を含めた中で、職員の確保に苦慮している部分もございまして。一概に、収入につながるという部分につきましては、理解はできますけれども、現在のところはやはり、カキのシングルシード種苗を中心に、確実にを行うことが大切ということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 これからの時代、施設があって利用できるものはしっかり利用して、稼ぐところは稼ぐという自治体でなければ生き延びれませんよ。私は、そういう時代に入ったと思うのです。施設があるのに稼働できない、あるものはきっちり100%稼働させる。そして、稼げるところは稼ぐ。そのことが町民に、漁業者の皆さんに、負担にならなくなるのであれば、やはり職員というのは、その原点に戻って取り組んでいかなければ、私はないと思うのですが、今後の課題としてぜひ、そういう姿勢に取り組んでいただきたいと思います。私の考え、間違っていますか、いかがですか。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） センターの運営に必要な経費として盛り込めるものとしては、間違っていないと思います。

ただ、現状、今の施設の体制の中で、できるかどうかという部分で、私、答弁をさせていただきましたので、将来的な部分は、今お話のあったご意見含めまして、センターのまず種苗をしっかりと生産しながら、どこまでできるのか、これについては視野に入れて考えて行きたいと考えております。

●南谷委員 いいです。

●委員長（大野委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、本日の会議はこの程度にとどめ、あす午前10時から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 5 時02分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成31年3月11日

平成31年度各会計予算審査特別委員会

委員長